

ルーマンの政治理論は何を目指したのか（下）

—— S. ランゲ『ニクラス・ルーマンの政治理論』の批判的検討 ——

井 口 暁

3 第二テーゼ：分化規範主義と科学的議論の失敗

3-1 ランゲの批判ポイント

前稿（上）では、「政治・国家による社会の制御」という西洋の政治的伝統的観念、特にそれを純化した大陸ヨーロッパの「国家社会」文化に対するルーマンの批判と対抗関係について見てきた。序論でも述べたように、ランゲは、この洞察からさらに一步進めて、ルーマンは、それらに対して「科学的」ないし「学術的」な理由から対抗しただけでなく、「規範的」な動機、特に「分化規範主義」からも対抗したのではないか、という疑念を提起する。本稿（下）では、この論点を検討する。

まずはランゲの批判のポイントをまとめておこう。彼によれば、ルーマンは、一般的なイメージに反して、政治システムの学術的な「記述」だけでなく、それを越えた時代診断と助言を、つまり「評価」を随所で実行している。記述を超えて評価を行うためには、何が望ましいか、望ましくないかに関する「規範的」な基準が必要である。ランゲによれば、ルーマンの時代診断の背後には、脱分化を引き起こす拡張主義的な道徳や政治から機能分化という分化秩序を擁護するような「分化規範主義 Differenzierungsnormativismus」が見え隠れする。例えば彼は、『制度としての基本権』において「脱分化」を「危険」として見なし、『福祉国家における政治理論』において政治システムの脱分化をもたらしうる過大な要求や過重負荷に警鐘をならし、逆に政治への過剰な期待を回避するために「限定的な政治理解」への転換を助言している。ランゲから見ると、これはまさにルーマン自身が「脱分化」を問題視し、分化の正常化を求めている証左に他ならない。

政治的社会として想定されうるあらゆる社会の形式に対する強力な敵対関係のなかに、社会と政治に関するルーマンのすべての発言の固有の規範的中心点が存在する。ルーマン自身は自らの理論の規範的な方向性を認めることをすべて拒絶していたとい

う事実にもかかわらず、社会の構造形成に関する他のあらゆる思考可能性に抗して機能的な社会分化を理論的に主張し、防衛し、一つ一つの著作で跡付けるといふ暗黙の選好が存在する。機能的に分出した諸システムの自律性を、潜在的に帝国主義的な政治が〔全体社会を〕創りだそうとする傲慢さと形而上学的に過大になった国家像から保護することを旨とするルーマンの全体社会理論には、規範的なバイアスが存在する。社会の脱分化、それは、予め政治に規定されている政治社会を彫琢するような政治の傾向である……。それは、ルーマンが規範的な意図から自らの機能分化論の構築を通じて対抗した冥界 *Schattenreich* である。(293)

ランゲから見れば、そもそもルーマンのシステム理論の前提に立てば、批判と助言は実行できるはずがない。批判の作業は進化理論と相容れないし、外部からの助言の作業は「作動上の閉鎖性」の前提と矛盾するからである。したがって、ルーマン理論は内部に緊張と分裂を抱えた中途半端なものに終わった。こうしてランゲは次のように結論づける。「ルーマンの規範的な基礎づけを放棄しうる科学的政治理論の試みは、失敗したものとみなしてかまわない。科学的政治理論を背後で支えている全体社会理論 *Gesellschaftstheorie* からしてすでに極めて規範的である。機能分化は、ルーマンによって特に社会進化の歴史的一段階としてのみ単純に評価されたのではない。むしろそれは、ルーマンによって規範的に優遇された社会の形式なのである」(294)。

ところでランゲのいう「規範的」とは何を意味するのか。彼はこの語の含意を詳しく論じていないが、アメリカの政治学者 G. H. セイバインによる政治理論が取り組むべき三つの課題についての古典的な区別 (Sabine 1969: 11-2) ⁽¹⁾、すなわち出来事の布置についての事実的 *factual* な分析、出来事の発生の可能性および蓋然性についての因果的 *causal* な分析、そして、生じるべきもの、生じることが正しく、望ましいものについての評価的 *valuational* 的な分析の区別 ⁽²⁾ に依拠しつつ、そのうち前二者を「科学的」、最後のものを「規範的」と呼んでいる (25, 297) ⁽³⁾。ランゲのいう「規範的」は、「評価的」と読み替えて

(1) ランゲによれば、この区別は現代政治学の常識となっている (25 の注 45 を参照)。

(2) セイバインは、出来事の発生の可能性および蓋然性に関する事実的な議論と、その発生の望ましさに関する評価的な議論の間には何ら論理的相関関係はない (Sabine 1969: 12) と述べる。他方、対象の事実的な記述においても研究者の認識関心や重要性の選択、つまり評価的な指向は不可避にかかわるため、最終的に政治理論は事実と評価の双方にそれぞれ別様の形で一貫性を確保しつつかわる必要があると説く (Sabine 1969: 18)。

(3) 社会学において「規範的」という時、個人の信念・選好を超えた、社会において共有された道徳的、法的、社会的格率にかかわるもの、という意味をもつ場合もあるだろう。だが、ランゲの用法は、いわば「当為」に関わる判断、価値判断全般を意味し、道徳的・法的な格率のみならず、研究者個人の価値判断も含む形で用いられているといえる。

も差し支えないだろう⁽⁴⁾。

他方、「評価的」という語は、一般に、プラスのみならずマイナスの評価の方向も含む「ニュートラル」な性質をもつだろうが、ランゲが「分化規範主義」と言うときには、機能分化を望ましいものとして肯定（ランゲの言葉では「選好」「優遇」）するプラスの評価を意味すると考えられる。

したがってランゲの主張を検討する上では二つの論点が問題となる。第一に、ルーマンは本当に機能分化を望ましいものとしてのみ描き出したのか、ネガティブな側面を無視したのか、という点である。第二に、プラスにしろマイナスにしろ「評価」そのものを彼が実行するとき、それは彼の枠組みや経験科学の営みから逸脱したものなのか、という点である。ランゲの議論には注目すべき点もあるが、一定の誤解に基づく部分も存在するため、本稿ではこれら二つの論点の是非について検討を行う。

本稿では、まず前半部において、ランゲが指摘したように批判と助言の作業は、ルーマン自身の枠組み、すなわち進化論の枠組みと作動上の閉鎖性のテーゼと矛盾するのか、というやや形式的な論点を検討する。私見では、ルーマンの議論は、進化論と作動上の閉鎖性の枠組みと矛盾しないだけでなく、むしろその中に積極的に組み込まれてもいる（3-2、3-3）。後半部では、ルーマンが実行した批判と助言がどのような性格のものであったか、というより実質的な論点を検討する。第一に、ランゲが「分化規範主義」を読み取ったルーマンの議論の趣旨を明確化しつつ、その見立てに反論する。確かにルーマンが脱分化への警鐘を鳴らしているのは事実である。しかし、それは、脱分化がシステムにとって危機となりうる、という類いの事実確認的な言明である。さらに、分化による利点とともに、それによって引き起こされる負の帰結や危機にも目を向けている点で、機能分化を特権視する立場にあったわけではないという点を確認する（3-4）。第二に、ルーマンの行った（プラスとマイナスの双方を含む）「評価」そのものがどのような性質のものだったかを検討する。ルーマンの行った批判と助言は、ある政治実践が「望ましい」かどうかではなく、既存の政治システムおよび社会構造上の諸条件と照らし合わせて「実現可能かどうか」を測定する「リアリスティック」な視点からの評価であり、ランゲの想定する「規範的＝価値判断的」とは性格が異なることを明らかにする（3-5）。そして第三に、そうした評価の指向は、マックス・ヴェーバーによる「価値判断の科学的批判」の議論の枠内に十分収まるものであり、その限りで科学の枠組みから逸脱するものではないという点を明らかにす

⁽⁴⁾ セイバインは、評価的な局面として、例えば、よりよい方法のより悪い方法からの区別、一定の行為の道程が道徳的に義務的であるという確信、願望または恐れから生じる選択ないし選好の表現、さらには政治現象の記述における要素やその重要性に関する研究者の選択、を想定している（Sabine 1969: 16）。

る（3-6）。最後に、以上の議論をまとめながら、本稿の問い「ルーマンの政治理論は何を目指したのか」に答える（4）。

3-2 進化論は進化上の成果を「問題視＝批判」できないか

まずは、批判と助言の作業がルーマンの進化論の枠組みと矛盾するのかどうかである。ランゲは、『福祉国家における政治理論』などでルーマンが福祉国家を「進化上の成果」として位置づけつつ、同時に問題点を指摘している点に注目する。ルーマンは、福祉国家を、全「国民」を政治システムに包摂し、階層分化を中和する制度として評価しつつ、それによってもたらされる自己過大要求と脱分化傾向を批判している。ランゲから見れば、進化論が進化の産物を批判することなどできない。にもかかわらず、ルーマンは批判を実行することで規範的な議論を展開し、システム理論の枠組みを損なっている。

この〔福祉国家への〕批判に注目すると、次の問いがルーマンによって答えられないままである。進化によって構造生成を説明する社会のシステム理論の枠組みにおいて、いかにしてそうした進化の個々の産物が批判されうるのか、あるいは憂慮的な診断の対象になりうるのか、という問いである。ルーマンは、同時代の政治構造に関する自らのシステム理論的記述——すなわち政治の科学的な理論——を、批判力のある政治理論へと、そして「限定的な政治理解」の助言提供へと転換させうるような尺度を、観察者の位置を、提示していない。（289）

社会の分化過程の進化的普遍態 *evolutionäre Universalie* の記述とその同時的な問題化 *Problematisierung* の間のアンビヴァレンスが再び白日のもとに現れる。（291）

一般的に見て、進化を対象とする社会理論 *Sozialtheorie* は、基本的に、批判的診断の勢い *Impetus* とは調和しない。その理論が診断を敢行する場合、もはや自らの説明枠組みを維持することはできず、パラドックスに行き着く。（298）

確かに進化論は進化の産物を肯定するものだというイメージが一般にもあるかもしれない。だが、これは少なくともルーマンに限っては誤解である。ルーマンにとっては、むしろ進化の産物が引き起こす新たな問題を見つけ出すこと（ランゲから見れば「批判的な問題視」）が、さらなる進化のきっかけを記述する上で重要となる。彼の枠組みでは、システムはそれが存続するために解決しなければならない多数の問題に直面している。それに

対処するための機能的に等価な可能な解決策がいくつか存在し、そのなかから一つの解決策が試行錯誤を通じて選び出され、制度化され、「進化上の成果」として固定化される。「進化上の成果」として生き残った解決策は、「より大きな複雑性との両立可能性」の点で他の等価物に優位する。いわばより多様なコミュニケーション状況において利用可能であるという汎用性を備えているゆえに、生き残ったのである。しかしそれは、問題解決能力の面では優越的であるとは限らない。汎用性が高いがゆえに、それが一度利用されれば、より広範囲な依存性がつくり出され、手放しにくくなることで、いわば問題解決能力や合理性が優れているわけではないものが生き残り、制度化されるという事態が生じるのである。そして、不合理なものが生き残ることで、今度はさらなる別の問題が引き起こされ、新たな問題に対処するために新たな進化上の成果が求められ、それがさらなる進化のきっかけとなる、という循環的な想定がある。このようにルーマンの進化論は、「終わりなき進化」観を提起する（「進化という概念には、進化が決して完成状態には至らない、という含みがある」（Luhmann 2000: 407=2013: 499））。そして、問題解決能力と複雑性との両立可能性を峻別したことで、「進歩論」を免れることになっている。したがって、進化上の成果物をプラスに「評価」しつつも「問題視」することは矛盾した作業ではなく、むしろ進化論によって要請される作業である。

政治理論の領域において、ランゲはルーマンの福祉国家批判にばかり注目している。だが、ルーマンは「福祉国家」を進化上の成果物として位置づけつつ、それがどのような問題への解決策として形成され、制度化されることとなったのかを分析していた。すなわち、それは、中世の階層分化から機能分化へと移行するために解決されねばならなかった、機能システムへの国民の「包摂」にかかわる制度である。包摂の問題は、福祉国家よりも古い法治国家の制度によっては解決されえない問題であった。こうした分析を通じて、なぜ福祉国家が必要とされたのかを明らかにし、それをいわば「評価」する。その上で、それが生み出す別の問題、つまり国民による政治への過剰な期待と、政治自身による自己過大要求を見つけ出し、さらなる進化のきっかけを記述しているのである。ルーマンは、福祉国家批判を通じて、その廃棄を狙っていたのではなく、むしろその副作用を認識し対処することを目指していた（Luhmann 1981: 157-8=2007: 169）。

以上のように、むしろ「進化の終わり」を示唆しないためにも、進化の産物をプラスに「評価」しつつ同時に「問題視」することは不可欠な作業となる。1970-80年代当時はまだそれに代わる新しい秩序形式の兆候が経験的に見出されていなかった福祉国家について⁽⁵⁾、

⁽⁵⁾「福祉国家の親切さ Wohlfühlen は、その致命的な帰結もろとも、全体社会の構造によって保証

その副作用の指摘で終わるのは、進化論の記述としてむしろ適切であると考えられる⁽⁶⁾。

さらに、自己過大要求による自己崩壊傾向を備えた福祉国家は、機能分化と政治システムの分出それ自体が生み出した帰結である。つまり、ルーマンの福祉国家批判は、機能分化そのものが抱えた「構造的欠陥」の批判、すなわち機能分化批判でもある。「福祉国家の諸特性は、あらゆる点で、全体社会システムの機能分化の原理の首尾一貫した表現である。その諸特性は、その限りで、すぐに見放されねばならないような政治の誤った道 *Irrweg* ではなく、立憲国家と民主主義と同様に、全体社会システムによって与えられたものである」(Luhmann 1983: 111)。それゆえ、福祉国家批判は、ランゲの指摘するような機能分化の擁護の裏返しではなく、機能分化批判としても解釈できるのである。

ところで、進化論と助言の関係はどうか。ルーマンは、進化のプロセスを計算したり予測したり制御することはできないと考えている。なぜなら、進化は常に偶然に左右されるからだ。しかし他方で、ルーマンの枠組みにおいて、社会構造上の進化とゼマンティック上の進化はそれぞれの独自のメカニズムに従って進展するものの、両者の循環的な相関関係は排除されていない。例えばゼマンティックの次元における新しい政治的観念や政治理論の登場が社会構造の次元における政治システムの分出や特定の制度の形成を条件づけたり促進するという事態は想定可能である。実際、ルーマンは、憲法や主権、人権、法治国家は、政治の自己記述＝政治理論の発明物であり、理論の助けによって政治システムに導入されたものに他ならないと論じている (Luhmann 1980: 330)。したがって、ゼマンティックの次元における学術的な助言の作業も一定の意味をもっている（詳しくは次節でも検討）。

このように、進化論の枠組みと批判・助言の作業が矛盾するというランゲの解釈には問題がある。むしろ、ルーマンにおいては、批判・助言の作業は進化論の重要な要素として組み込まれている。

3-3 外的観察者による助言は不可能か

次に、「作動上の閉鎖性」テーゼを前提とすれば、外的観察者である科学者が政治シス

されている。他の種類の政治の類型への移行ははっきりしておらず、予測もできない。」(Luhmann 1983: 111)。

⁽⁶⁾『社会の政治』では、もう少し考察を進めて、福祉国家による包摂の自己過大要求の問題に対応して、公式組織の政治的重要性が増していると指摘する (Luhmann 2000: 425-6=2013: 520-2)。政治システムのレベルでの包摂の要求は、排除規則を通じて作動する組織のレベルで弱められる。組織は「責任を負うための作動様式、それゆえに責任を負うことに及び腰な作動様式を、有している」(Luhmann 2000: 426=2013: 521) ので、政治的に可能なことと、組織による実現との間にますます大きな分化が生じることになる。こうした進化がシステムを強化するか弱体化させるかについてルーマンははっきりとは語っていない。少なくとも、福祉国家は自らが生み出した問題に対処することはできない、と指摘している。

テムに対して変化を助言することなどできないのではないか、というランゲの批判はどうか。

政治に対する科学的助言、政治における科学的知識の利用の可能性の問題は難問であり、ルーマンはたびたび検討している。ランゲの指摘するように、初期・中期は比較的積極的なものに対し、後期はより「記述」に専念しているようにも見える⁽⁷⁾。とはいえ、少なくとも、助言の可能性自体は晩年まで否定されていない。

まさにオートポイエティック・ターン以降の『社会の政治』において、「助言」は科学システムと政治システムの間の構造的カップリングの形式として重要な役割を与えられている。「……《助言》を、〔政治システムと科学システムの〕構造的カップリングの形式と見なすことは、容易に思いつく」（Luhmann 2000: 393=2013: 480）。

構造的カップリングである以上、最終的には政治システムの「自己刺激」が問題となるものの、「にもかかわらず、科学は、政治を刺激できる。《〔実態は〕こうなっている》から、《実態を気がかりに思うのであれば、我々は〔この実態を変えるために〕何を行ないうるのか？》という問いへと容易にスライドしてゆくからである」（Luhmann 2000: 395=2013: 482）。科学は、科学の営みの枠内で、政治的実践の「盲点」を明らかにする（＝記述）だけでなく、特定の方向への変化に向けて政治を刺激することもできるのだ。社会学が科学システムに属する以上、それが「助言」を与える可能性は、晩年のルーマンにおいても否定されていない。

重要なのは、「助言」は、基礎的な科学の営み以上の含みをもつからこそ、助言であるという点である。ルーマンは、『社会の科学』で、科学システムにおいてその機能を担う

⁽⁷⁾ 中期の『福祉国家における政治理論』における議論の位置は、評価するのが難しい。ルーマンは、同書の議論が政治システムについての科学理論であると同時に、政治システムにおける、政治システムのための「政治理論」でもある、としている（Luhmann 1981: 11=2007: 5）。同書の別の箇所でも、当時広まっていた科学的助言への「いきすぎた懐疑を戒めなければならない」としつつ、真实性を備えた科学的知識を政治システムに押しつけることはできないと述べる一方、「社会科学的分析を用いて政治的反省の過程をスタートさせてみることはできよう」として、政治に対する科学の関係の可能性を論じている（Luhmann 1981: 130-1=2007: 139-40）。さらに、科学的な研究プログラムとしての「政治学理論」と、政治システムの内部で自己観察と反省、方向付けを行う政治の一部としての「政治理論」を区別する。後者は、厳密な意味での科学的理論ではなく「科学に補助された理論」に過ぎないが、「理論の形式」を取る以上、「科学的に保証されたもの、さらには科学的に可能なものと両立する必要があるから、政治システムの反省は重大な制約をうける」のであり、その限りで科学は政治内部の過程を条件づけることができると論じている（Luhmann 1981: 134, 136-7=2007: 142-3, 146-7）。さらに、同書第19章の「要約」は、それまでの科学的な議論とは異なり、厳密な科学性をさほど要求しないようなテキストとして構成されており、つまりルーマン自身が政治の自己反省をなすような政治理論を科学システムの側から「実演」し「助言」するものとして展開されていると考えられる。こうした助言可能性に対する比較的積極的な姿勢は、後で述べる『社会の政治』の想定自体と矛盾はしないと考えられるが、微妙なトーンの変化についての詳しい検討は今後の課題としたい。

基礎研究と、他の機能システムに対する「遂行 *Leitung* ⁽⁸⁾」を担う「応用に関連した研究」を区別している（Luhmann 1990: 635-53=2009: 673-89）。おそらく後者が助言を担うのだろう。そして、『社会の政治』では、こう述べられる。科学が助言を行う時、「事前に完成している知識を諸対象に《適用》するところから出発するのではなく、より開かれた実験的な構えを大切に」し、「真理かどうかの吟味を経た知識の単なる転用に焦点を当てているというよりも、むしろ、クライアントのシステムについてのアド・ホックに獲得される経験」こそが重要となる（Luhmann 2000: 393-4=2013: 480）。

つまり、応用に関連した研究による助言は、基礎研究の知見の単なる反復ではなく、もっと対象システムの経験に根ざし、システムの内在的な価値や目的を一定程度受容した上で助言や診断的治療を行うからこそ、助言として意味を持つのである。科学は、助言を行う時、厳密な科学性をさほど要求せず、政治が考慮しやすい、反応しやすい内容や表現形式を用いるからこそ、政治はそれを「助言」として認識し、特別な関心を向け、（自己）変化の参照源として利用することができるようになるのである。助言は、科学システム内の営みであるためには科学の基準に従わねばならないものの、同時に、純粋な基礎研究から一定の範囲内で乖離している、逆に言えば対象システムの諸前提を「共有」する必要がある、そうした性質をもって「非科学的」だと非難することはできないのだ。

以上のように、ルーマンは、科学的営みの意義を、単なる事実の記述だけでなく、助言の提供にも見ていた。そして、オートポイエティック・ターンを経た後期の政治に関する著作においても、一貫してそのスタンスを維持しているのである。これを踏まえると、「ルーマンは自らの枠組みに従えば不可能であるはずの助言の作業を実行し、自己矛盾に陥っている」というランゲの評価は適切とはいえない。

3-4 ルーマンは機能分化を規範的に選好しているか

さて、いよいよルーマンの批判と助言がどのような性格のものなのかを検討しよう。ランゲは、ルーマンの議論の中に脱分化をもたらし論調や実践を批判し、機能分化の「健全化」を助言する分化規範主義の立場を読み取っている。しかし、そう単純には結論づけられない根拠がある。

まずランゲの論拠を見てみよう。例えば彼は、ルーマンが『制度としての基本権』において、基本権の機能を、非政治的領域の自律性と機能分化という分化形式を政治的権力の

⁽⁸⁾ ルーマンは、機能システムの、全体社会システムに対する関係を「機能」、他の機能システムに対する関係を「遂行」、自分自身に対する関係を「反省」として概念化している。

介入から保護し、脱分化の脅威から守るものとして解釈した点に注目する。ルーマンは例えばこう述べている。「まさしくここから基本権の機能が生じる。この機能は、相対的に自律的なコミュニケーション構造への分化の創出 *Herstellung* に関わるのではなく、全体的秩序を構成する分化を、システムの分離とそれに結びついた相互依存から生じる脅威 *Gefährdung* に抗して維持することに関わっている」(Luhmann 1965: 71-2=2007: 104)。「かかる相互依存は多数の基本権の制度化を不可避なものとする。それは、人格の個性、行動予期の一般化、経済の貨幣志向および支配の民主主義的基礎などが、ともに政治システムの権力圏へと組み込まれてしまうことから防御する」(Luhmann 1965: 200=2007: 327)。こうした議論に注目しつつ、ランゲは以下のように指摘する。

ルーマンの全体社会の理論の「本人によって」認められていない *uneingestandene* 規範的な基本方針がここで明らかになる。一つの機能システムが、社会のなかで優位性を貫くことができ、他のシステムを統治できるというのは常に危険である。そしてルーマンの視点においては……政治システムだけが、潜在的に帝国主義的なシステムとしてそもそも問題になる。政治的社会を築く政治の傾向としての社会の脱分化は、……ルーマンが全体社会の社会秩序の機能分化についての自らの理論を打ち立てる際の対立項となる冥界である。(143)

このように、ランゲは、ルーマンが基本権を政治による全体社会の統合と脱分化の脅威に抗して機能分化を維持する制度として分析したことに注目しながら、ルーマン自身が脱分化を危険視し逆に機能分化を擁護したいと思っていると解釈している。いわば「脅威 *Gefährdung*」の語に規範的なニュアンスを読み取ったのだろう。

しかしながら、ルーマンの文章を普通に読めば、脱分化は機能分化の存続にとって「脅威」になる、基本権はそれを食い止める機能をもつ、という事実的な命題を中立的に述べていると解釈せざるをえない。機能分化は維持されるべきだ、基本権の機能は正当である、という規範的なニュアンスを読み取ることは困難だ。確かに、もし事実に見てシステムにとっての問題とは言いがたい事柄を（不当に）「問題化」しているのであれば、そこに規範的なバイアスを読み取ることは可能かもしれない。しかし、そうした手の込んだ批判ではなく、単に「脅威」（あるいは「問題」や「カタストロフィー」なども？）という語を用いている点に注目して、論者の規範的バイアスを読み取るのは困難であろう。

第二に、3-2でも指摘したように、ルーマンは、機能分化がもつ進化上の「利点」を「評価」する一方、それがもたらす「問題」や「負の帰結」の「批判」を行なっている。その

点で、機能分化をただ肯定するだけでなく、「批判的な議論」も行っている。例えば、機能分化は、より多くの成果・合理性をもたらす「分業」＝進歩ではなく（Luhmann 1997: 789-801=2009: 1078-93）、その構造的欠陥ゆえに過重負荷（逸脱強化、リスク、排除）を負わされているというペシミスティックな診断を行う（ルーマンはデュルケームの分業論と自らを差異化している）。「今挙げた例からわかるように全体社会の機能システム自身が——したがってまた、全体社会が——自己の分出、特殊化、高度な遂行への定位から生じる問題によって負担を負わされているのである」（Luhmann 1997: 802=2009: 1094）。さらに、全体社会システムの環境に対する帰結として、個人の疎外の強化、エコロジー問題の深刻化などがあげられる。進化によって全体社会の複雑性が上昇する一方、それが環境へのよりよい適応をもたらすわけではないと捉える点で「進歩論」とは袂を分かť。「社会外環境としては、継続的な再安定化のためのエコロジカルな条件や、疎外されてますます頑なになっていく個人を考えてもらえばよい。進化によってよりよい適応が生じてくるだろうなどとは、もはや予期されはしない。事実を見ればその反対であることがわかる」（Luhmann 1997: 568=2009: 643）。機能分化をあらゆる面で優れたもの（「進歩」の「完成形」、「歴史の終わり」）として「規範的に優遇」しているわけではないのである。

第三に、確かに政治システムに対するルーマンの助言は、「政治システムそれ自体の存続」を前提としている。政治システムが存在することそれ自体の是非は問わずに、より個別的な改革を助言する点で、「穏当な」助言として位置づけられるかもしれない。その限りで、システム自体の破壊・解体・否定を目論む批判理論や再帰性論者から見れば「保守的」に映るかもしれない。現行秩序の全否定ではなく、部分批判を目指すからだ。

しかしここで注目したいのは、この穏当さは、「システム準拠」ないし「セカンド・オーダーの観察」という科学的な方法論上のアイディアの帰結でもあるという点だ。この方法は、観察者自身の視点をできるかぎり排除して対象システムの視点にたつこと、すなわちあらゆる言明を「当該システムにとって」という視点から行うことを目指す。当該システムの破壊・否定の提案が当該システム自身にとって有意味ではありえない以上、この方法に依拠すると、「対象システムの存続」を暫定的な前提として受け入れる必要が出てくる。

次に問題となるのは、そうしたシステム準拠において、特定のシステムのみが優遇＝規範化されていないか、である。例えば批判理論の「人間の善き生 *das gute Leben*」のように、「人間」に準拠しながらあらゆる社会的営みを評価しているとしたら、「人間」へのシステム準拠を特権化する点で「規範的」といえるだろう。とはいえ、ルーマンには、準拠先システムの複数性の想定があり、それによって準拠システムの選択が暫定的・一時的なものとして中和されている。対象システムの存続を望ましいものとして受け入れるのは、その

システムに準拠した分析を行う限りでのことであり、システム準拠を変えれば、全く異なる評価が可能であるという具合に、である。

一般的なイメージに反して、ルーマンのシステム理論は、社会システムだけでなく、意識システムや有機体システムなどにも準拠することが可能な体裁となっている。実際、機能分化の社会外的環境への帰結、特に意識システム（個人）への帰結を論じる文脈では、個人から見て、「自由」や「個性」などの「人間的価値」と照らしあわせてどうなのか、という議論が行われている。例えば、『社会の社会』によれば、「環境に対する管轄権を中心化しえない」というこの点は、近代社会の構造的弱点と見なされるかもしれない。一方個人の個性に関する管轄権を中心化しえないことは、むしろ幸甚なことと受け取られるだろう。個体的であるという可能性に関わり、なおかつそれをコミュニケーションしする中心的エージェントなどというものは、残虐な観念であるばかりか、あからさまなパラドックスである」（Luhmann 1997: 805=2009: 1098）。機能分化による中心の不在は、個人の個性や自由（の維持・上昇）から見ればむしろ「幸甚」なことだという。このようにルーマンは、社会的次元を論じる上で人間を環境に位置付けたただけであって、人間に準拠した分析ができないとは考えていなかった。

つまり、ルーマンにおいては、システム準拠の複数性という多元主義によって準拠点の移動が確保され、唯一正しいものを語るための絶対的な観察点を固定することなしに、その意味での規範化を行うことなしに、助言と批判ができるような仕組みになっていると考えられる（ルーマンにおけるセカンド・オーダーの観察、ポリコンテクスチュアリティなどのアイディアに対応）。言い換えれば、この多元主義を背景としつつ、システム理論の設定する「システム（の存続）問題」と、機能的に等価な問題解決策の比較という等価機能主義を接合したルーマンの枠組みは、もともと、規範的前提を置くことなく、ある実践がシステム（の問題解決）にとって「役に立つのか、どこまで役に立つのか、望ましいのか」を事実的に「評価」するために構築されていたともいえる。

さて、もちろん、ルーマンの議論においてシステム準拠の多元性が実際には徹底されておらず、その限りで規範的なバイアスが見え隠れする、というより手の込んだ批判なら傾聴に値するだろう。しかし、少なくともランゲの議論はそうした議論にはなっていない。したがって、ランゲの評価に賛同することはできない。

3-5 「リアリズム」、あるいは「反規範主義の規範主義」

最後に、ルーマンの行った批判と助言は、科学的な営みからの逸脱だったのかどうかを検討する。まずは、彼自身の科学性の要求と照らし合わせてどうかを検討する。

まず、ランゲの指摘するようにルーマンは非規範的な理論の構築を目指したが、その内実を正確に捉える必要がある。そのためには、ルーマンがどんな議論を「規範的」な立場と見なしたか、何を仮想敵と位置づけていたかを確認する必要がある。ルーマンは、規範的議論一般ではなく、特にハーバーマスなどの批判理論の規範主義に対抗することを目指していたと考えられる。

ルーマンは随所でフランクフルト学派流の「批判理論」を批判しているので、批判という営みそれ自体を拒絶していると思われがちだ。しかし、『社会の社会』の第5章で批判的社会学の可能性について模索しているように、批判という作業自体を拒絶するのではなく、批判理論の批判のやり方（「否定・拒絶としての批判」）を批判しつつ、「批判」の意味内容を変えた上で、新しい種類の批判のやり方を提案しているものと解釈できる（長岡2006: 634-42）。ルーマンの想定する「批判的」の基準は、現実・対象からの距離、別様可能性（オルタナティヴ）の提示、盲点の指摘、自己盲点の反省性の深度、現行秩序の「ありそうになさ」（と脆弱性）の開示、などいくつかの含意をもつといえる。「不一致のパーспекティヴ」「等価機能主義」「ファースト／セカンド・オーダーの観察の区別」「パラドックス／脱パラドックス化」「外的／内的観察者」「オートロジー」といった道具立ては、対象から距離を取り、対象の自己構成作業の前提とその別様可能性を開示する作業を可能にし、そこから得られた洞察は対象の自己構成にとって「批判的」に働く。いわば、「真実性」に依拠した現実の記述が、同時に批判として機能する枠組みである。

ルーマンが繰り返し行なっている福祉国家の自己過大要求に対する批判は、以上の枠組みの延長に位置する「リアリズムからの批判」ともいえる視点から行われている。

批判理論は、目指すべき望ましいユートピア的な理想状態を予め設定した上で、それと照らし合やす形で現実が内包する矛盾を発見し（危機の診断）、理想の実現に向けた改善策を提案するという手法を取る。それに対してルーマンは、丁度これとは逆の手順で、まずシステム理論を用いてシステムに可能なことと不可能なことを峻別し、システムの能力とその限界をリアリスティックに測定する作業を行う。その上で、システムにとって過大となりうるユートピア的幻想や自己要求を「批判」し、それを解消することを「助言」するのである。ランゲ自身もこの点は適切に指摘している。ルーマンの福祉国家批判は、「政治システムの現実の制御能力をシステム理論の手段によって測定し、政治的に望ましいもののユートピアに対して、政治的に実現可能なものの限界を差し向ける」という意味で「批判的な理論」なのだ（135）、と。

実際、ルーマンもこう述べる。「政治理論の中心的課題の一つは……政治の遂行領域におけるこの拡張の実態を判定するための根拠を獲得することである。とりわけ、拡張の推

進要因は何か、重大な帰結はどこに現れるか、また政治的に可能なことの限界は何か、つまり政治の機能および効果と両立させることのできるものの限界は何か、という問題が重要である」(Luhmann 1981: 83-4=2007: 87-8)。「政治の言語には理論的構想、そしてとりわけ、政治に対してどんな期待が向けられうるのか、どんな期待が向けられえないのかという問いの〔に答える〕ための尺度が欠けている」(Luhmann 1983: 108)。

この種の批判は、予め設定された「望ましいもの、正しいもの」に関する規範的基準（実質的にしろ、メタ倫理的・形式的にしろ）から現実を評価するのではなく、「現実的に可能なこと」から評価するものである。「現実的に不可能だ」という現実的な制約性をリアリスティックに記述することが、システムの自己過大評価にとっては批判的に機能しうる。こうした批判の性質の違いに注目する必要がある。

ルーマンの助言の方も、こうした性格のものとして理解できる。例えば、『福祉国家における政治理論』においてルーマンは、政治を社会のヒエラルキーの頂点・中心に位置づけ、あらゆる社会問題解決の最終引受人として理解する旧ヨーロッパの「拡張的な政治理解」に対抗して、政治を多数の機能システムの一つに過ぎないものとして理解する「限定的な政治理解」を提案する。前者は、問題解決策の厳密な吟味を行うことなく、快適でないすべてのことに敏感に反応・介入し、援助することを政治に要請する。それは、まさに拡張的介入政策により自己を過重負荷に陥れる福祉国家の駆動要因である。それに対して後者は、政治の能力の限界・無能力を公に認め、それを引き受けることにこそ政治の責任を見出す。つまり、政治にできないことに取り組むのを差し控える一方、できることは本当にやり遂げようとする姿勢にこそ政治のあるべき姿を見出す。

限定的な政治理解は、まず政治的・行政的な問題解決の手段を吟味し、拘束的決定や法と貨幣の利用によって、ある程度確実に解決できるとは限らない、そんな課題に取り組むのを躊躇するだろう。この場合には、拡張的な社会計画についての多くの否定的な経験の方が、強く現れるだろう。善良な意志に訴える代わりに、因果関係を考えた厳格な教育学が出てくるだろう。それと同時に、自己の能力に常に過大な要求をしないこと、自己の無能力を公にも認めること、だが取り組んだことは本当にやり遂げること、こうしたことの方が、この政治的思考のスタイルにとって重要になるだろう。(Luhmann 1981: 155-6=2007: 167-8)

ランゲは、この助言に、脱分化への警鐘と機能分化の正常化の意図、つまり「分化規範主義」を読み取った。だがそれは、機能分化そのものへの選好というよりは、目下の秩序

たる機能分化が伴う現実の制約条件を直視し、それに由来する政治の能力の限界や制約により適合した政治理解を提案しようとする「リアリスティック」な助言として解釈できる⁽⁹⁾。

こうした指向は、晩年の『社会の政治』にも存在する。

政治が全体社会に対して及ぼす影響力についての問いは、あまりにも単純に立てられてしまっていると言わなければならない。政治が影響を及ぼしているのが疑いえないのと同様に、政治システムが、様々なシステムの状態を（政治システム自体のシステム状態をも）望むような方向にうまく決定づけるのに成功していないこともまた、疑いえない。自己言及的なシステムの理論によって我々が提案しているのは少なくとも、こうした状況を記述的に、またその他の機能システムとの比較という形式において、正しく評価しておこうということである。しかしまたこの同じ理論道具の中には、直接的な政治的助言の断念も含まれている。政治の名宛人に対して向けられる〔本書がおこなう〕すべてのコミュニケーションの核心は、近代社会で与えられる諸条件に、その〔政治〕システム自体の自己記述を適合させよという要請の中にのみ、存しているのである。（Luhmann 2000: 110-1=2013: 134、〔 〕内は訳者による補足、ただし傍点は筆者）

ここでルーマンは、直接的・具体的な政治的助言は断念する一方、政治システムの自己記述に対して、その内容を近代社会の機能分化という現実適合させるよう要請し提案している。このようにルーマンの批判と助言の背後には、可能なもののみならず不可能なもの、限界、制約をリアリスティックに記述し、システムの自己認識を当該システムや全体社会の制約条件に適合させることを目指す「リアリズム」が垣間見える。

「現実的に可能なこと」の測定は、システム理論の一般命題だけでなく、社会的現実の経験的・歴史的な記述の作業を土台にしなければならないだろう。規範的診断を経験的研究の洞察に強く従属させている点で、ハーバーマスとは異なる。

ところで、このリアリズムは、どのような価値・目標を追求するにせよ、最低限「現実可能なものの範囲を直視せよ」という方針であり、ユートピアに賭けるよりも、現実を

⁽⁹⁾ ここには、3-3で確認した助言的な科学は、対象システムに内在する理念・価値を踏まえなければならない、という点も色濃く表れている。ルーマンは、政治の限界を引き受けるような責任のある実践が「政治的」にも重要となる、と指摘し、「責任」という政治的論理に「乗っかかりながら」指摘している。前述のように、この議論もまたシステム理論の前提から逸脱しているわけではない。

直視するほうが不利益が少ないというルーマンの判断が垣間見られる。

もしランゲのいう「規範的」の語を「べき」論や「良い／悪い」の判断という広い意味で理解するならば、この判断を一つの規範的選好として捉えることも可能であろう。「現実の条件に見合わない問題解決策に望みをかけるべきではない」「規範的・道徳的な判断は差し控えるべきである」という彼のリアリズムは、批判理論などに見られる特定の理想・価値を指向する規範主義を批判する点では「反規範主義」であるが、「現実を直視せよ、現実に適応せよ」という点では「規範的」といえなくもないだろう。それゆえ、「反規範主義という規範主義」という逆説的な形容を使うこともできる。その限りで、ルーマンの議論に「規範性」を見出すランゲの指摘は完全な誤りとはいえない。

ところで、このリアリズムは「現状追認」とは異なる点に注意したい。「現実的に可能なこと」から出発することで、現実の中に存在する「ユートピア的過剰」を見つけ出し、時には現状を批判し、変化を助言するからである。それゆえ、「分化のある種の理想状態を現状のまま固定する」(295) わけではない。さらに、それゆえに、「別様可能性の提示」というルーマン理論の方針とも矛盾しない。ルーマンにおける「別様可能性」とは、「あるべきもの」ではなく「ありうるもの」を、つまり「規範的に望ましいもの」ではなく「現実的に可能なこと」を意味するからである。

以上のように、ルーマンの議論は、仮想敵たる批判理論の規範主義とは異なるものになっており、自己矛盾に陥っているわけではない。

3-6 価値判断の科学的批判の可能性

最後に、以上のようなルーマンの批判と助言は、社会学の伝統から見ても大きく逸脱したものではない、という点を、社会学がなしうる批判と助言の範囲に関する社会学の常識を形作っている古典の一つである M. ヴェーバーの価値自由論、中でも価値判断に関する科学的批判の可能性についての議論（Weber [1917] 1973=1976）を参照することで確認しておこう。

ヴェーバーは、カントの存在と当為の二元論に依拠しながら、存在するものに関わる事実判断と存在すべきものに関わる価値判断を峻別する。そして、前者から後者が導かれるわけではないこと、両者は混同されるべきではないこと、さらに経験科学は前者のみに取り組むべきであることを説いた。ここで注意すべきは、ヴェーバーは価値評価に関する一切の発言を慎まねばならないと考えたのではなく、一定の仕方ですれを事実判断的、経験科学的に吟味することは可能だと考えた点である（Käsler 1979=1981: 219）。どのような価値や目的が意欲されるべきかは、最終的には個人の自由な決断に委ねられねばならない

問題なので、科学は判断を慎まねばならない。だが、設定された価値や目的を「仮の」前提とした上で、その内実や帰結、そのための手段を科学的に吟味することは可能だと考えた。

ヴェーバーの想定する価値判断に対する科学的批判は、目的の論理的整合性のチェックと、手段と結果の吟味に分けられる（向井 1997: 217-9）。前者は、意欲する人間が設定した具体的目的がその背景にどのような究極的な価値公理や理念を有し、それらがきちんと対応しているか、一貫しているかを、論理的整合性や内的無矛盾性の観点から批判的に吟味する。いわば行為者の設定した具体的目的が本当は何を実現する、しうるものなのかを、彼に教えるのである。後者は、三つの作業に分けられる。第一に、与えられた目的を実現する上でどれが有効な手段か、ある手段によってどの程度まで目的を達成できるかを吟味する。もし所与の目的に対していかなる手段も見出されないとき、目的そのものが目下の状況においては無意味であると批判することも可能である。第二に、意欲された目的に対して適合する手段が選択され、目的が実現されたとしても生じてくるかもしれない意図せざる「随伴結果」を予見する。第三に、意欲された結果と意欲されなかった随伴結果を秤量し、当初の目的の追求がいかなる他の価値の「犠牲」を伴うものであるかを教えることができる。

以上のようにヴェーバーは、経験科学のなしうることを、価値や目的それ自体の選択ではなく、設定された価値や目的に対してそれを実現するための手段の選択の適合性の判断や随伴結果の予測などに限定することによって価値判断の問題を没規範的に議論しようと考えた。これは、実は、3-4で指摘したルーマンにおける「準拠先システムの複数性」のアイディアと対応すると考えられる。両者は、特定の価値や目的を自ら指向するのではなく、それらを指向する行為者ないしシステムに仮に、暫定的に準拠することによって、価値や目的にかかわる諸問題を没規範的、経験科学的に批判しようとする点で共通している。

ルーマンの行った個々の批判と助言も、こうしたヴェーバーの想定する科学的批判の枠内に十分収まるものだと考えられる。例えば福祉国家への批判は、福祉国家の目指す万人の政治システムへの包摂や補償という目的は、政治システムの能力の限界ゆえに実現困難であり、それにもかかわらず過大要求を続けることで過重負担に陥り政治システム自体の危機をもたらしているという意図せざる「随伴結果」の指摘として位置づけられ、手段と結果の吟味の枠内にあるからだ。さらに「限定的な政治理解」の助言も、政治システムが自らの存続と社会への貢献を実現したいと思っているならば、という仮定の上で、目下の状況で注目に値する別様の可能性として提案されているからである（繰り返しになるが、

ルーマンは、政治システムが自らの存続を欲すべきかという目的の問題については判断を差し控えている。政治システムが自らの存続を欲する限りにおいて、様々な条件が必要となる、という事実の問題のみを扱っている)。この種の助言は、目的や価値そのものの選択や批判を意味せず、科学の越権行為ではない。

こうしてみると、ランゲの科学の捉え方、すなわち社会的実践に対する批判と助言は科学の範疇を超えた非科学的な営みにならざるを得ない、という見解は、ルーマンのみならずヴェーバーの視点から見ても狭すぎる規定であり、科学の役割を不当に制限する問題含みの見方だと言わざるを得ない。逆に言えば、ルーマンの批判と助言は、社会学の伝統から見てもそこまで逸脱的なものではないのである。

4 結論

最後に本稿の議論を、「ルーマンの政治理論は何を目指したのか」という本稿の問いとの関連でまとめておこう。

本稿の「上」では、ランゲの議論を導きの糸としながら、ルーマンの政治理論が、西洋社会の政治的伝統における中心的な諸観念、すなわち政治を通じた社会の統制と改革という「政治的社会」の観念、特に大陸ヨーロッパにおける「国家社会」の観念を徹底的に脱構築することを目指した点を明らかにした。彼は、近代社会を「機能分化社会」とみなし、政治を社会の頂点や中心ではなく、経済や学問などと同等の一つの機能システムとみなし、政治の脱特権化・脱中心化を進めようとした。その中で、政治システムによる他システムの因果的制御への懐疑論が重要な役割を演じた。それを通じて旧ヨーロッパの政治理論を、機能分化という現実の諸条件に適合させ、「浄化」することを目指したのだ。

それゆえ、日本における一般的なルーマン理解に反して、ランゲが適切に指摘するように、ルーマンの政治理論は真空の中で、理論内在的に形成されたのではなく、西洋近代の支配的な政治的伝統と各時代におけるその具体的形態（福祉国家論争や制御論争など）との対決という外的な布置状況に埋め込まれた形で形成されており、その意味で時代的・文化的な被拘束性を内包している。ルーマンは政治システムの記述のみを目指したわけではなく、そうした対抗関係に導かれながら、競合する政治理論だけでなく政治実践に対しても時代診断的な批判と助言を与えることを目指したのである。

本稿「下」では、こうした対抗関係が、どのような動機に導かれていたか、どんな背景を有するかについて、ランゲの議論を批判的に検討しながら明らかにした。ランゲの結論は、ルーマンの批判と助言が彼自身の枠組みとは相容れず、科学的な動機とは別の規範的

な衝動によって導かれており、それゆえ非規範的な科学的な政治理論の構築というルーマンの目論見は失敗したというものである。

しかし、本稿で明らかにしたように、ルーマンの行った批判と助言は、彼の進化論と作動上の閉鎖性テーゼといったシステム理論の枠組みと矛盾しないだけでなく、むしろそれらの枠組みの中に積極的に組み込まれている。さらに、内的に矛盾しないだけでなく、ヴェーバーの議論を通じて明らかにしたように、社会学において「科学的」とされる範疇からも逸脱するわけではないのである。

さらに彼の批判と助言は、ランゲの指摘するような、機能分化を規範的に優遇する「分化規範主義」や、現状追認的な保守的立場に依拠するのではなく、ユートピア的な理想や規範的基準を打ち立てるよりも、「現実を直視する」方が、認識を現実の条件に適合させる方が弊害が少ない、という彼独特の「リアリズム」、あるいは「反規範主義の倫理」に基づくものである。大陸ヨーロッパの「国家社会」の観念を廃棄するのではなく、機能分化という現実の条件に適合させ、「浄化」させようとしたのは、こうしたリアリズムゆえであろう。

言い換えれば、ルーマンの政治理論が示唆するのは、何らかの規範的基準を打ち立てることなく、あくまでも科学的な枠組みに依拠しながら、なお政治実践に対する時代診断的な「評価」を提供する可能性である。それは、時代診断を行うためには規範的基準が必要であるというランゲの前提、ひいては政治学の常識的な前提を掘り崩し、非規範的な時代診断を提供しうる実践的かつ科学的な政治理論の可能性を開示しているのである。

別の文脈から見れば、ルーマンは、本稿「上」の冒頭で言及した政治学の新しい潮流である「フロネーシス的政治学」と、多くの点で重なる方向性を有する。フロネーシス的政治学は、従来の政治学において支配的な、科学性を指向する「政治科学 political science」、つまり自然科学を模範としつつ政治現象に内在する客観的法則の説明を目指す実証主義的な方向性に疑問を投げかけ、そうではなく、状況に埋め込まれた政治的行為者の直面する実践的問題を明らかにし、それを解決するための実践知の提供に政治学の課題を見出そうとする試みである。本稿で明らかにしたように、ルーマンも、政治的实践から距離を取り「冷徹な外的観察者」に徹するのではなく、反対に「実践者関与的」な分析を目指していた（三谷 2004, 2012 も参照）。彼は、政治システムが自らを存続させ、政治実践を継続するために解決しなければならない諸問題（システム問題）を明らかにし、それを解決するための可能な選択肢を吟味し、システムの能力や現実の条件などにより適した選択肢の助言の提供を目指したのだ。「実践者関与的」という点では、ルーマンと「フロネーシス的政治学」は共通する。

ただし、確かにより詳しく見ると、フロネーシス論を牽引するデンマークの政治学者 B. フライバーグは、「実践者関与的」を、アリストテレス、ニーチェ、フーコー、ブルデューを模範としながら、権力闘争において抵抗者に密接に「アタッチ」し具体的な実践のあり方を助言することとして解している（Schram and Caterino 2006）。それに対して、ルーマンは権力中立的に、つまり権力者と抵抗者のどちらかに与するのではなく、その構図自体から距離をとりつつ、さらに具体的な政策の助言は回避しつつ、政治的実践の複層的な側面を捉えようとする点で異なる。だが、法則性や蓋然性についての客観的・因果的説明という実証主義的指向との対比においては、多かれ少なかれ、両者は重なる部分が多い。そして、前述のように、ルーマンは、そうした実践者関与的な分析を、規範的基準を打ち立てることなく、科学的な枠組みを通じて実現しうることを示唆している。その点で、既存の議論とは異なる別の「フロネーシスの政治学」の可能性を示しているとも考えられる。

以上、明らかにしたように、ルーマンの政治理論は、時代診断のレベルでは、旧ヨーロッパの政治的観念を徹底的に脱構築しつつ、機能分化という近代社会の現実に適合作せることを、理論的なレベルでは、規範的基準を打ち立てることなく時代診断を提供しうるような科学的な政治理論の構築を、目指したといえる。

こうしたルーマンの目論見が、政治理論や政治学の学問的議論においてのみならず、現実の政治実践においてもどのような刺激と変化を生み出し、どのような効果をもったのかという残された問いは、今後さらに慎重に検討される必要があるだろう。

参考文献

- 井口暁, 2014, 「ルーマンの政治理論は何を目指したのか（上）」『京都社会学年報』22: 69-88.
- Käsler, D., 1979, *Einführung in das Studium Max Webers*, München: Beck. (= 1981, 森岡弘通訳『マックス・ウェーバー——その思想と全体像』三一書房.)
- Lange, S., 2003, *Niklas Luhmanns Theorie der Politik: Eine Abklärung der Staatsgesellschaft*, Wiesbaden: Westdeutscher Verlag.
- Luhmann, N., 1965, *Grundrechte als Institution: Ein Beitrag zur politischen Soziologie*, Berlin: Ducker & Humblot. (= 1989, 今井弘道・大野達司訳『制度としての基本権』木鐸社.)
- , 1971, “Die Weltgesellschaft,” *Soziologische Aufklärung 2. Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft*, 2. Aufl., Opladen, 1982: Westdeutscher Verlag, S. 51-71.
- , 1977, “Theoretische und praktische Probleme der anwendungsbezogenen Sozialwissenschaften,” in: ders., 2009, *Soziologische Aufklärung 3. Soziales System, Gesellschaft, Organisation*, 5. Auflage, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, S. 365-85.
- , 1980, “Theoretische Orientierungen der Politik,” in: ders., 2009, *Soziologische Aufklärung 3. Soziales System, Gesellschaft, Organisation*, 5. Auflage, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, S. 329-35.
- , 1981, *Politische Theorie im Wohlfahrtsstaat*, München: Günter Olzog Verlag. (= 2007, 徳安彰訳『福祉国家における政治理論』勁草書房.)
- , 1983, “Der Wohlfahrtsstaat zwischen Evolution und Rationalität,” in: ders., 2009, *Soziologische*

- Aufklärung 4. Beiträge zur funktionalen Differenzierung der Gesellschaft*, 4. Auflage, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, S. 108-20.
- , 1986, *Ökologische Kommunikation*, Opladen: Westdeutscher Verlag. (=2007, 庄司信訳『エコロジーのコミュニケーション』新泉社.)
- , 1990, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp Verlag. (=2009, 徳安彰訳『社会の科学 1・2』法政大学出版局.)
- , 1997, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, 2 Bde., Frankfurt a.M.: Suhrkamp. (=2009, 馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳『社会の社会』法政大学出版局.)
- , 2000, *Die Politik der Gesellschaft*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp. (=2013, 小松丈晃訳『社会の政治』法政大学出版局.)
- , 2005, *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, Heidelberg: Carl-Auer-Systeme Verlag. (=2009, 土方透監訳『社会理論入門』新泉社.)
- , 2010, *Politische Soziologie*, Berlin: Suhrkamp Verlag.
- 三谷武司, 2004, 「ルーマン型システム理論の妥当条件——実践的動機の解明と理論の評価に向けて」『ソシオロギス』28: 1-14.
- , 2012, 「システム合理性の公共社会学——ルーマン理論の規範性」盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『公共社会学 1——リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会, 71-86.
- 向井守, 1997, 『マックス・ウェーバーの科学論——ディルタイからウェーバーへの精神的考察』ミネルヴァ書房.
- 長岡克行, 2006, 『ルーマン 社会の理論の革命』勁草書房.
- 小野耕二, 2011, 「『新しい政治学』への展望——『政治変容』と『政治学の変容』との架橋」『名古屋大学法政論集』242: 69-110.
- Sabine, G. H., 1969, "What is a Political Theory?," J. A. Gould and V. V. Thursby eds., *Contemporary Political Thought*, New York: Holt, Rinehart & Winston, 7-20.
- Schram, S. F. and B. Caterino eds., 2006, *Making Political Science Matter*, New York: New York University Press.
- Weber, Max, [1917] 1973, "Der Sinn der Wertfreiheit der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften," *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4. Aufl. Tübingen: J.C.B.Mohr, 489-540. (=1976, 松代和郎訳『社会学および経済学における「価値自由」の意味』創文社.)

付記 本論文の執筆にあたり、現代政治学の諸潮流について名古屋大学法学研究科の西山真司様に貴重なご意見をいただきました。またニクラス・ルーマン研究会、日本社会学史学会関西例会のみなさまには、本論の草稿の時点から貴重なご意見をいただきました。いずれも記してお礼を述べさせていただきます。

(いぐち さとし・博士後期課程)

What Did Niklas Luhmann's Political Theory Attempt? Part 2: Critical Review of *Stefan Lange, 2003, Niklas Luhmanns Theorie der Politik: Eine Abklärung der Staatsgesellschaft*

Satoshi IGUCHI

A purpose of this article is to articulate what Niklas Luhmann's political theory attempted by critically reviewing Stefan Lange's *Niklas Luhmanns Theorie der Politik: Eine Abklärung der Staatsgesellschaft*, 2003. In part 2 of this article, the author examines Lange's evaluation that Luhmann's argument contains normative biases, especially a preference for functional differentiation behind his valuational diagnoses and advice to concrete political practices, and therefore fails his coherent systems theory and "scientific" discussion.

The author conversely argues that Luhmann's argument does not deviate from his framework and scientific discussion for the following reasons. First, Luhmann not only evaluates functional differentiation as a form compatible to more massive complexity than others but also he pointed out its negative consequences, such as escalating ecological destruction, alienation of human beings from society, etc. Therefore, he does not normatively prefer functional differentiation.

Second, Luhmann's frameworks such as evolutionary theory and that of operational closure are not incompatible to giving valuation and advice but that the latter is embedded in former. On the one hand, his evolutionary theory contains valuational aspects in terms of both the positive function of certain "evolutionary achievement" as problem solving and its negative consequence that may promote further evolutionary processes. On the other hand, the idea of operational closure never excludes giving advice as a form of "structural coupling" between scientific and political systems.

Third, Luhmann's valuational diagnoses and advice to political practice does not deviate from Max Weber's argument on "scientific criticism of value judgments." Luhmann analyzes other factual possibilities of political practices and he evaluates the factual function or effectiveness of political practice for such political systems based on an idea of the plurality of "system reference." Furthermore, he examines the question

how far certain practice accommodates the given conditions of a political system and is realizable. This “realistic” view in evaluation is compatible to the scientific condition that Weber argued.

For these reasons, Luhmann’s argument is not deviant from his systems theory and general scientific discussion. The article concludes that Luhmann attempted to construct scientific and practical political theory that can evaluate certain political practices without adopting certain normative evaluation scales.